

		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円			のもの	
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	137,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	208,000円
						50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
	全ての住戸を仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分に係る審査を要しない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	101,000円		その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	557,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円			50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円
	他の建築物の場合	300平方メートル以内のもの	11,000円			ウ 工場等の用途に供する部分の床面積の合計	
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円		モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。以下同じ。）により評価する場合	300平方メートル以内のもの	21,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	51,000円			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	92,000円			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	43,000円

	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	108,000円		その他の場合	300平方メートル以内のもの	26,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	163,000円			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	203,000円			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	49,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	252,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	116,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	350,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	172,000円
他の建築物の場合	300平方メートル以内のもの	11,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	212,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	19,000円			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	263,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円			50,000平方メートルを超えるもの	363,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円		エ アからウまで以外の部分の床面積の合計		
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円		モデル建物法により評価する場合	300平方メートル以内のもの	134,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	321,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円
					5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000円

		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	780,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	930,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	733,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,183,000円
他の建築物の場合	300平方メートル以内のもの	11,000円				25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,290,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	19,000円				50,000平方メートルを超えるもの	1,497,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円					
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円					
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円					
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円					
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円					
	50,000平方メートルを超えるもの	321,000円					
その他の場合	300平方メートル以内のもの	359,000円					
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	405,000円					
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	485,000円					

		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	780,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	930,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,183,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,290,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1,497,000円
(2) 省エネ法第29条第1項又は第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（一戸建ての住宅に係るものに限る。ことを登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。次号アにおいて同じ。）が添付されている場合	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額		
省エネ誘導仕様基準に適合させる場合	200平方メートル以内のもの	20,000円	
	200平方メートルを超えるもの	21,000円	
	誘導仕様・計算併用法により評価する場合	200平方メートル以内のもの	41,000円
	200平方メートルを超えるもの	42,000円	
その他の場合	適合証（省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。次号アにおいて同じ。）が添付されている場合	200平方メートル以内のもの	5,300円
	その他の場合	200平方メートル以内のもの	55,000円
		200平方メートルを超えるもの	56,000円

(3) 省エネ法第29条第1項又は第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額		
ア 住宅部分の床面積の合計	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合（共用部分に係る審査を要しない場合に限	300平方メートル以内のもの	37,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円

上計画（る。） 一戸建て の住宅以 外の建築 物に係る ものに限 る。）の 認定の申 請に対す る審査（ 次号に規 定するも のを除く 。）		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円
	全ての住戸を誘導仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分に係る審査を要しない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	101,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	557,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円
		適合証が添付されている場合	300平方メートル以内のもの
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		23,000円

その他の場合	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	51,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	92,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	137,000円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	208,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
	300平方メートル以内のもの	139,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円
イ ア以外の部分の床面積の合計	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円
	誘導モデル建物法により評価する場合	300平方メートルを超え1,
	300平方メートルを超え1,	155,000円

		000平方メートル以内のもの				25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円			50,000平方メートルを超えるもの	321,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円		その他の場合	300平方メートル以内のもの	359,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000円			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	405,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000円			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	485,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	780,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	733,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	930,000円
	適合証（省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。）が添付されている場合	300平方メートル以内のもの	11,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,183,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	19,000円			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,290,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円			50,000平方メートルを超えるもの	1,497,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円				
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円				
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円				
				(4) 省エネ法第30条第2項の規定による申出を行う場合に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	前2号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号アに規定する額を加算した額		

別表第4の備考第1項各号列記以外の部分中「第5号まで並びに第7号及び第8号」を「第3号まで」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「適合性判定及びその完了検査」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定」に、「次号」を「(2)」に、「適合性判定に」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定に」に、「の床面積」を「の部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）の床面積」に改め、同項第2号中「適合性判定を受けた」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」に、「適合性判定を受ける」を「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける」に、「係る部分」を「係る部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に、「部分に」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）に」に改め、同項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条」を「省エネ法施行規則第13条」に、「係る部分」を「係る部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」に、「部分に」を「部分（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）に」に改め、同項第4号中「当該建築物」を「省エネ法第29条第1項のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物」に改め、「（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第6号を削り、同表の備考第3項から第5項までを削り、同表の備考第6項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に、「、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し」に、「建築物が」を「申請に係る建築物が」に、「、第4号及び第5号並びに第7号及び第8号」を「、第2号及び第3号ア」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項を同表の備考第3項とし、同表の備考に次の2項を加える。

- 4 構造計算適合性判定を要する建築物における第4号に規定する手数料の額は、第2号及び第3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。
- 5 第4号の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手料金は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（認定を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請及び通知に係る手数料について適用し、同日前の申請及び通知に係る手数料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第10号

宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例

宇治市公共下水道条例（昭和59年宇治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号本文中「それぞれ」を削り、同項第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第11号

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）並びに最低基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。）以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、宇治市子ども・子育て会議設置条例（平成25年宇治市条例第41号）第1条に規定する宇治市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の

態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限る、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
（秘密保持等）

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用

具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

㉞ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

㉟ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保

護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（住宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第12号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第13号

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「員数」を「員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満とともに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第14号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、100人」を「、140人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第15号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の8.94」を「100分の10.18」に改め、同項第2号中「31,300円」を「37,

400円」に改め、同項第3号ア中「20,500円」を「23,500円」に改め、同号イ中「10,250円」を「11,750円」に改め、同号ウ中「15,375円」を「17,625円」に改める。

第16条の5中「、650,000円」を「、660,000円」に改める。

第16条の5の5第1項第2号中「10,500円」を「11,100円」に改め、同項第3号ア中「6,800円」を「6,900円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,450円」に改め、同号ウ中「5,100円」を「5,175円」に改める。

第16条の5の9中「、240,000円」を「、260,000円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.93」を「100分の2.74」に改め、同項第2号中「12,200円」を「11,600円」に改め、同項第3号中「6,000円」を「5,700円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「21,910円」を「26,180円」に改め、同号イ（ア）中「14,350円」を「16,450円」に改め、同号イ（イ）中「7,175円」を「8,225円」に改め、同号イ（ウ）中「10,762円」を「12,337円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同号ア中「15,650円」を「18,700円」に改め、同号イ（ア）中「10,250円」を「11,750円」に改め、同号イ（イ）中「5,125円」を「5,875円」に改め、同号イ（ウ）中「7,687円」を「8,812円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同号ア中「6,260円」を「7,480円」に改め、同号イ（ア）中「4,100円」を「4,700円」に改め、同号イ（イ）中「2,050円」を「2,350円」に改め、同号イ（ウ）中「3,075円」を「3,525円」に改め、同条第2項後段中「21,910円」を「26,180円」に、「7,350円」を「7,770円」に、「14,350円」を「16,450円」に、「4,760円」を「4,830円」に、「7,175円」を「8,225円」に、「2,380円」を「2,415円」に、「10,762円」を「12,337円」に、「3,570円」を「3,622円」に、「15,650円」を「18,700円」に、「5,250円」を「5,550円」に、「10,250円」を「11,750円」に、「3,400円」を「3,450円」に、「5,125円」を「5,875円」に、「1,700円」を「1,725円」に、「7,687円」を「8,812円」に、「2,550円」を「2,587円」に、「6,260円」を「7,480円」に、「2,100円」を「2,220円」に、「4,100円」を「4,700円」に、「1,360円」を「1,380円」に、「2,050円」を「2,350円」に、「680円」を「690円」に、「3,075円」を「3,525円」に、「1,020円」を「1,035円」に改め、同条第3項後段中「21,910円」を「26,180円」に、「8,540円」を「8,120円」に、「14,350円」を「16,450円」に、「4,200円」を「3,990円」に、「15,650円」を「18,700円」に、「6,100円」を「5,800円」に、「10,250円」を「11,750円」に、「3,000円」を「2,850円」に、「6,260円」を「7,480円」に、「2,440円」を「2,320円」に、「4,100円」を「4,700円」に、「1,200円」を「1,140円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和6年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第16号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例（昭和27年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項前段中「終了後」を「終了後及び教育委員会が定める長期休業日」に改め、同条第2項中「5時間を超えた」を「8時間を超える」に、「1,000円」を「1,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第17号

宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

宇治市立学校設置に関する条例（昭和39年宇治市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宇治市伊勢田町遊田69番地	宇治市立西小倉小学校
宇治市小倉町堀池72番地	宇治市立北小倉小学校
宇治市小倉町南浦40番地の1	宇治市立南小倉小学校

」

を

「

宇治市伊勢田町遊田7番地の1	宇治市立にしおぐら小学校
----------------	--------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第18号

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職

員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（任期の更新）

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	397,000円
2	446,000円
3	498,000円
4	562,000円
5	642,000円
6	749,000円
7	875,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第5条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第

23号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第9条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第5項の規定の適用については、同項中「別表第2に定める職務の級が3級である職員で市長が定めるもの及び4級以上である職員」とあるのは「宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正）
- 2 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項前段中「となつた」を「（宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第18号）第2条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）となつた」に改める。

（揭示済）

宇治市職員旅費条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第19号

宇治市職員旅費条例の一部を改正する条例

宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「本市職員等」を「本市の職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）」に改め、同条第2項中「職員及び職員以外の者に」を「職員等に対し」に、「、他に」を「、他の条例に」に改める。

第2条から第9条までを次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者（旅行依頼を行う者を含む。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合（新たに採用された職員のその採用に伴う移転のための赴任にあつては、規則で定める場合に限る。）には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたことその他これらに準じるものとして規則で定める事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情

により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいともがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例の定めるところによる。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、この条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長が特に必要があると認める場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長が特に必要であると認める場合に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、次の各号に定める額とする。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃の額

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃の額

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃の額

3 前項第1号及び第2号の規定に該当する場合においては、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

第10条の次に次の18条を加える。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、現に要する旅客運賃とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 前号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する

費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第19条 外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）の場合における旅費については、市長が別に定めるところにより、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の適用を受ける国家公務員の例により支給するものとする。

（同一地域内旅行の転居費等）

第20条 同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。）内における旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは同項に規定する旅費に、家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定める職員の旅費に準じて規則で定める旅費とする。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条第1項各号、第11条及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各項目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各項目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 特別職（市長、副市長及び教育長をいう。以下同じ。）に一般職の職員が随行する場合において、旅行命令権者が必要と認めたときは、当該一般職の職員に対し、特別職と同額の旅費を支給することができる。ただし、市長以外の任命権者にあつては、市長と協議してこれを行うものとする。

（旅費の返納）

第27条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市職員旅費条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（宇治市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

- 3 宇治市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年宇治市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第14条中「に規定する1級の職員の旅費額（日当については、同条例別表日当の欄の左欄に掲げる額）」を「の規定により一般職の職員に支給される旅費」に改める。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表に掲げる特級」を「の規定により特別職の職員に支給される旅費」に改める。

（宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 5 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額」を「の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額」に改める。

（宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 6 宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条中「の規定の例により、別表第3に定める旅費」を「の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額」に改める。

別表第3を削る。

（宇治市実費弁償条例の一部改正）

- 7 宇治市実費弁償条例（平成3年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に規定する1級の職員の旅費額（日当については、同条例別表日当の欄の左欄に掲げる額）」を「の規定により一般職の職員に支給される旅費」に改める。

（宇治市介護保険条例の一部改正）

- 8 宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表に掲げる特級の旅費額に相当する旅費額」を「の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額」に改める。

（宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正）

- 9 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表に掲げる特級の旅費額に相当する旅費額」を「の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額」に改める。

（宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正）

- 10 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条中「別表に掲げる2級の旅費額」を「の規定により一般職の職員に支給される旅費」に改める。

（揭示済）

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、こ

こに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第20号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号本文中「、9、100円」を「、9、700円」に改め、同号ただし書中「、14、200円」を「、14、500円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「 を

12、500円	13、350円	14、200円
10、800円	11、650円	12、500円
9、100円	9、950円	10、800円

」

「 に

12、900円	13、700円	14、500円
11、300円	12、100円	12、900円
9、700円	10、500円	11、300円

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき理由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき理由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第21号

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する

条例

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年宇治市議会条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項各号列記以外の部分中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項各号列記以外の部分中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの規定は令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第22号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第8項及び第70条第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第89条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第95条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」を「定格出力（第89条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」に改める。

第96条第2項各号列記以外の部分中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報という。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第138条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第8条の2中「若しくは第31項から第33項まで」を「、第31項若しくは第32項」に改める。

附則第8条の3第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8条の4中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第89条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（揭示済）